

### 第3回山口県人権施策推進審議会会議録

注1) 委員等の紹介部分は省略しました。

注2) 発言内容に影響しない範囲で語尾等を修正しました。

○開催日時：平成19年2月14日(水) 午前10時から正午まで

○開催場所：県庁共用第5会議室(本館棟4階)

(事務局)

皆さんおはようございます。

若干まだ、遅れて来られる委員さんがおられますけれども、定刻になりましたので、只今から第3回山口県人権施策推進審議会を開会させていただきます。

会議の開催に当たりまして、環境生活部長の方から御挨拶申し上げます。

(環境生活部長)

おはようございます。開会に当たりまして一言御挨拶をさせていただきます。本日は、このような天候の中、また大変お忙しい中、この審議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

昨年10月に開催をいたしました第2回目の審議会におきましては、事務局の方から見直し素案をお示しをいたしまして、委員の皆様方から御意見をいただいたところでありますけれども、本日はその御意見を踏まえまして、見直し原案ということでお示しをしております。

なお、女性の分野につきましては、男女共同参画基本計画の改定との関連もありまして、見直し案の提示が遅れました。本日、お手元の資料にお示しをしておりますのでございます。

また、その他の人権問題といたしまして、昨年6月に拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律が施行されたことに伴いまして、新たに拉致問題を盛り込むということを提案をいたしております。

委員の皆様方におかれましては、それぞれのお立場から、どうか忌憚のない御意見を賜りますようお願いを申し上げます。甚だ簡単でございますが、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

(事務局)

それでは、ここで本日の審議会の成立状況について御報告いたします。

本日は、今現在18名の委員中、13名の委員が御出席でございます。それによりまして、委員の過半数を超えておりますので、審議会規則の規定によりまして、会議は成立ということをお報告申し上げます。

それでは、議事に入らせていただきたいと思いますけれども、審議会規則によりまして、議事は会長が進行をしていただくということになっております。

以後の議事進行について、よろしく願いいたします。

(議 長)

それでは、本日はどうぞ皆さんよろしくお願いいいたします。

それでは早速、議事に入りたいと思いますけれども、今日の終了時刻は、やはり正午ということになっておりますので、どうぞ皆さん方精力的に審議を進めていきたいと思っておりますので、よろしく御協力を願いいいたします。

本日の議題の1でありますけれども、山口県人権推進指針の見直し原案ということについて、御審議をいただくということになっております。先ほど部長さんから御挨拶がありましたように、前回、10月17日にこの審議会を開きまして、見直し素案について皆さん方から御意見をいただきまして、それを基に事務局の方で今日の原案の作成をされました。そして、これから皆さん方の御意見を伺いながら、この原案につきまして審議していくということになります。今日の審議会を経て、次回には、最終的な見直し案が作成されるということになっておりますので、どうぞよろしくお願いいいたします。

早速、審議に入るわけですが、前回の審議会以降の検討状況につきまして、まず最初に、総括的に事務局の方から御説明を願いいいたします。

(人権対策室次長)

それでは、私の方から、前回の審議会において御意見をいただきました内容を踏まえまして検討状況について、基本的には、関係各課より個々の課題について説明をさせていただきますが、総括的な説明として、私の方からお話をさせていただきます。

前回の審議会においていただいた御意見の中で、私どもの方で検討するとお答えをした内容について、関係課との調整を行った上で、本日見直し原案としてお示しをしております。

なお、女性の分野につきましては冒頭、部長の挨拶でもありましたように、男女共同参画基本計画の改定との関連で見直し案の提示が遅れております。本日、他の分野とともにお示しをしております。

さらに、その他の人権問題として、北朝鮮による人権侵害問題へ対処するための法律が施行されたことを踏まえまして、新たに拉致問題を盛り込むこととしては如何かと考えております。

本日はこれらを含めまして、それぞれの分野における検討状況を関係課より御説明をしながら、委員の皆様から御意見をいただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいいたします。以上でございます。

(議 長)

はい。ありがとうございました。それでは今回も前回と同じように、各分野ごとに順次検討していきたいと思っております。

早速、最初に女性部門、これについては、本日初めて提案されるわけですが、関係課の御説明をよろしくお願いいいたします。

(男女共同参画課主査)

女性の分野につきましては、ただいま男女共同参画基本計画の改定作業を進めております。去る1月30日に、男女共同参画審議会に改定案を諮問して審議をいただいております。今日お示しをしております改正案につきましては、この中でほぼ固まってきたものをもとに、本日の審議会の方へお示しさせていただいております。

既に、お手元の方にお送りして見ていただいているということで、簡単に御説明したいと思います。全体的には現行のものと大きく変わったところはありません。基本的には、男女共同参画審議会の方で御審議いただいております男女共同参画基本計画につきましては、現行の計画の基本的な方向については、見直し計画でも継続して進めるということで御審議いただいております。そういうことから、基本方針の中の大きな項目とかについては、変更なく進んでおります。

現状と課題については、この改正計画の中の記載に合わせて記載させていただいておりますが、申し訳ございませんが、現状と課題のところ、一番最後の3行、また男女間における暴力の3行でございますが、この3行を削除していただければと思います。と言いますのが、前の項目の中、さらに、の後の4行目のところで、男女間における暴力の根絶等という形で、全体の文章の中にもう含ませていただいております。また、男女間の暴力の記載につきましては、2の基本方針の(1)のウのところ、で男女間における暴力は、犯罪となる行為を含むという形で記載させていただいておりますので、現状と課題のところでは、今回、特出しをしない形で提示させていただければと思っております。

基本方針につきましては、男女が社会の対等なパートナーとして、あらゆる分野に共に参画し責任を分かち合い、性別に関わり無く、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同社会の実現を目指して、各種施策を総合的、計画的に推進しますということで、これも基本の指針として記載させていただきました。

後は、男女の人権尊重(2)社会における制度の慣行、見直し、意識の改革、(3)政策等の立案及び決定への共同参画という形で、男女共同参画基本計画の柱に応じた形で記載させていただいております。それと、人権指針の組み立てに合わせて、(1)のア、イ、ウという形でわかりやすい、見やすい形で提示させていただいたと思っております。

なお、先ほど大きく変わる項はないと申し上げたのですが、一点だけ、現行計画で(8)人権尊重に基づいた男女平等教育の推進というのがありますが、1の項の訂正をお願いします。ウと書いてありますが、1のイの方にまとめさせていただいております。これは、平等教育が重要でないという意味ではなくて、男女共同参画基本計画の方でも、項目としては、男女の人権の尊重の中に教育という形で入れさせていただいております。それに合わせさせていただければと思っております。

子どもの頃からの教育の充実というのは、男女共同参画の中でも非常に重要ということで、今、見直しを進めています基本計画の中でも、最重点事項の5項目の一つにあげて取り組んでいる事項でございます。2の(8)の項目から落ちることによって比重が落ちるというわけではなくて、あくまで、これは県の指針となる基本計画の組み立てにあわせて、こういう整理をさせていただければということでお示ししております。

それと一点、字の間違いがありまして、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の説明を一番最後につけておりますけれども、その中の3行目のところで、人間の生殖システムその機能(活動)の課程の字が間違っております。過程に訂正をお願いいたします。

以上ですが、今、策定を進めています男女共同参画基本計画の改正内容に併せて、現行計画を提示して記載という形としておりますので、何かございましたら、また、御質問等いただければと思っております。よろしく願いいたします。

(議長)

はい。ありがとうございました。以上、見直し原案の説明でございました。これについて御意見のある委員の御発言いただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。はい。どうぞ。

(岸委員)

現行の文書と、それから見直し原案を見せていただきましたら、文章に結構、具体的な取組をするぞという力強い意志が感じられて、とてもうれしかったんですけども。いろんなところでこれから取組を進めますとか、取り組みますというふうに書いてあるのですが、具体的な内容をそれぞれの部署で考えられて、具体的にはこういうことをするよ、というような内容が出てくるのだと思うんですけども、そういうものはどういうふうにして発表されるのでしょうか。以上です。お願いします。

(議長)

はい。では、よろしくお願いします。

(男女共同参画課主査)

具体的な推進につきましては、男女共同参画基本計画の方でお示しできればと思っています。少し、基本計画の方の内容を説明させていただきたいと思うんですけども。

今回の目玉として、今、委員さんの方からありました具体的な取組、このあたりをできるだけ記載しようということで、これまでの取組の状況を検証いたしまして、重点項目、これも現在、具体的施策を103項目あげていますけれども、これを128項目に増やしております。

それと、一番県民の方々にわかりやすい形になる目標指標、このあたりをきちんと充実しようということで、現行計画では10分野、42指標、49項目なんですけれども、これを新しい計画では、14分野、64指標、77項目挙げて、具体的に推進するような形で計画を策定して、今、書き換えを進めております。

ですから、より具体的でわかりやすいものという形で原稿を作っておりますので、今、作成しています男女共同参画基本計画の方を見ていただければと思います。

(岸委員)

それは、いつ頃公表されるのでしょうか。

(男女共同参画課主査)

今、最終確認を進めておりまして、3月8日に男女共同参画審議会の方に最終案をお諮りする予定にしております。ですから年度内、3月末には報告できる形で、対応しております。

(議長)

はい。その他、いかがでしょうか。どうぞ。

(中島委員)

初めて示していただいたので、疑問も含めて意見を言わせていただきます。

基本方針の関係で、この4行でよりよくわかりやすいです。非常に誰が読んでも、ああそういうことかなというように思います。

そして、次のページの1のですね。男女の人権の尊重のところですが、このアとイ、ウと3つあるわけですけども、これは男女同権という形が押し出されて、3項目とも形成されていると思うので

すね。

ただ、私が個人的に非常に引っかかるのは、この(2)のところなんです。社会における制度や慣行の見直し、意識の改革というところで、人々の意識の中には固定的な性別役割分担意識が未だ根強く残っている。これは、人々の意識の中には、ということになると、山口県の人権推進指針の中の関係で分野別の部分でいくとですね、県民の意識の中にはもう、こういう形で存在しているのだということになってしまうとね。非常に捉え方が、一面的ではなかろうかと。

私は、例えば同和問題の関係でもですね。差別をする側とされる側という言い方をよくされますけれども、私は、そういう捉え方は間違いであって、同和問題に関しても、同和問題に理解がある人と理解がない人という分けの方が正しいのではないかと、こういう部分が国民の中に理解をする人と、理解がまだできてない人が存在しているという部分でいけばですね、非常にわかりやすいのではないかと。

ですから、人々の意識の中には、という形になってしまうと、全県民がそういう意識を持っているという断定をすることになりはしないか。そういう形になると、意識の問題を限定しての啓発の問題はどうなのか。県民の中では固定的な、性別役割分担意識が根強く残ってますよと、皆さん方。そういう啓発の関係も含めてですね。これは、さらに啓発活動を精力的に展開しますとなりますけれども、そういう部分でははじめから、決めつけるような表現というのはよろしくないのではなかろうかと。

したがって、この(2)のAのですね、人々の意識の中には、という文言をですね、もう少し砕いていただけないかな。そうしないと、全県民がこういう意識を持っている、こういうことに繋がりがねない。

それと、この(2)のイですけども、メディアと連携するというのが、少しよくわからない。少し説明をしていただきたい。

それと、女性の分野で、男女共同参画の関係ですずっと記述がされるわけですけども、(3)のところで女性の参画を進めるとか、女性の参画促進を呼びかけるというのは、これは、なんとなくわかるんです。(4)のウもわかる。

ただ、(4)のイのところ、女性をはじめとして、再就職を希望するものに云々。あえてこれ、女性をはじめとしてというのを入れるのかどうかですね。私、ここの部分では非常に引っかかる部分がある。

(3)のところの女性の関係は、2箇所出てきますけれども。この部分については、女性の分野の関係で記述をするわけですから、これはこれでいいです。参画の関係はまだ進んでいませんから、そういう意味ではいいのではないかと。この審議会、協議会等々についても、女性の参画の関係が各市なり町の段階においてもですね、非常にまだ少ないという状況がありますから、これはこれでいいのではないかと思うのだけれども、(4)のイについては、私はそれを取ったとしても、そんなに変わるものではない。そういうふうに、個人的には思ってます。

特に、(2)のAの部分は検討を是非していただきたい。以上です。

(議長)

はい。ありがとうございます。今の中島委員さんの御意見に対しまして如何でしょうか。

(男女共同参画課主査)

多くの意見をいただきましたが、(2)のAのところが一番重要な御指摘だと感じております。

我々、一応、審議会で御審議いただいて、このあたり提示しておりますが、人々の意識の中に長い時間をかけて形づくられてきた固定的な性別役割分担意識という形で、県民への意識調査とかいろいろな形で、県民の意識なり、調査をして、このあたりを記述しています。

先ほど言われた理解という形で、人々の意識、全体を捉えるときには、理解している人がいたり、それがまだ充分ではないという形になるかと思うのですけれども、ここでは固定的な性別役割分担意識という形で捉えておりますので、この役割分担意識については、今、いろいろな形で根強く残っているというのが我々の認識でございます。

ただ、先ほど言われました、人々の意識の中には、という形で捉えると、先ほど言われたみたいな、全部の県民の意識の中でというような表現にも繋がってくるかと思っておりますので、このあたりについては、誤解が生まれないような形で文章の整理をしたいと思います。

それから、メディアに関しては、メディアの持つ役割とか影響力、これは非常に大きいものがあるというのが、男女共同参画審議会でも指摘されております。

ただ、メディアに対して、その表現の自由をどう尊重するかとか、そのあたりもありますので、行政の計画の中でどこまで記載するかというのがありまして、それで、少しわかりにくい表現になっているのかと思いますが、具体的には男女共同参画社会を形成する中でも重要な役割を果たしているメディアにも、男女共同参画推進連携会議という、民間と行政が連携して進めていく組織を現在作っていますが、できれば、そういうところにも、メディアにも入っていただいて、共に男女共同参画を進めていくような形で連携していければというあたりを、今、策定を進めています基本計画の中では記載できれば、という形で検討を進めております。

それから(4)のイの女性をはじめチャレンジ支援という、再就職を希望するものに対するチャレンジ支援。確かに、再就職を希望する女性に対するチャレンジ支援という形でも、題のところではいいのかなという感じもしますが、男女共同参画基本計画、あくまで男女共同参画、男女共に進めていくという形で記載しておりますので、今、再就職とか再チャレンジ。これはニートの問題とか、女性だけに限らず若者、高齢者、様々な形で、今、大きな課題となっています。そういう関係で男女基本計画の方でも、この項の記載は女性だけに限らず、女性をはじめ、そういう様々な再チャレンジ、チャレンジに取り組む方の視点という立場で記述しておりますので、できれば女性をはじめという形で残させていただければと思っております。以上でございます。

(議長)

と、ということですが、いかがでしょうか。

(中島委員)

(2)のところ、私は固定的な性別役割分担意識がないとは言いませんよ。だから、人々の意識の中には、という部分を検討されるということでもいいんですけれども。

ここの部分については、基本的にはですね、この記述に関わる部分では、人権対策室のあたりともよく調整していただきたいし、これでいくと、変にですね、県民の啓発をする場合に、県民を、そういう意識があなた方ありますよ、という断定をしての啓発というのはね、これは、あってはならないと思うのですよ。ない人もいるわけですから。

そういう部分でいくと、県民は、みなそういう意識があるんだという前提でやると、啓発にはならないですよ。そういう意味で私は言っているのです、この括弧書きをしてあるところが、そういう意識

がないということは全く思っておりませんし、それはあるでしょう。しかし、県民の100%があるわけではないわけですから。意識調査されたそうですけれども、どれぐらいの方々がね、こういう意識を持っておられたかというのも、できれば、この場では示して欲しいし、そういうふうには何%いるから、全ての人々の意識の中、という文でくるかどうかということも含めてですね。非常に私は、やはりここは、慎重にさせていただきたいなというふうに思っています。

(4)のイの関係では、もう、あくまで男女がということに入っているわけですよ。それをあえて、女性をはじめとしてという形をやられると、(3)の女性の参画を進めるとか、広く女性の参画促進を呼びかけるというのは、私は要するというふうに、それは、現状としてはそういう形になっていませんから、女性の参画の部分が率としてはまだ低いんです。これはきちん記述すればいいんですよ。繰り返し繰り返し書いていますけれども、少なくとも、(4)のイについてはですね、頭出しがもう男女がということになっているわけでしょう。それを、あえてまた、女性をはじめとしてというのが、要るのかどうかですよ。重ねることが、これがイの方で要るのかどうかですよ。

ウは私は要ると思いますよ。ウの女性の進出、女性のというのは要ると思いますよ。そこは、まだ不十分な状況があると思いますから。

しかし、イについては、もう頭で、男女がということになっているわけでしょう。重ねて要るのかどうか。先ほど、ニートの問題等を言われましたけれども、全て引くくめるのであれば、男であろうが女であろうがということで、いわゆる男女の関係というのは、あくまで頭出しできているわけですからね。あえて真ん中に、また女性をはじめというのは、私は屋上屋を重ねるものだと思う。これを取って読み直すと、非常に、私、個人的にはスムーズに捉えられるということです。

(議長)

ええ、もう大体、中島委員さんのおっしゃったとおりでと思います。もう一遍、ここの2つ、(2)のアと(4)のイですか。これについては、もう一度御検討いただくということですね。よろしく願いいたします。

他にございませんでしょうか。はい。どうぞ。

(金委員)

先ほど、現行の(8)を、新しい(1)のイの方に含めて記載しています、というお話だったんですが、その(8)をあえて削除する必要性というか、そこを説明していただきたいんですが。

この(8)というのが、やはり学校現場とかにおいての教育というのを、より男女平等意識をこれから助長していく上では、積極的な態度だと思っておりますが、これをあえて削除する理由はどこにあるのでしょうか。

(議長)

お願いいたします。

(男女共同参画課主査)

先ほど申し上げましたけれども、男女共同参画基本計画の組み立てに合わせさせていただきだけで、重要性がなくなるとかそういう意味ではございません。それと男女共同参画基本計画の中では、今、7本の柱があります。7本の柱には入っていませんが、非常に教育は重要な問題ですので、5点ほど、

別に最重点課題というのを設けております。その5点の中には教育を入れております。

少し具体的に申しますと、最重点課題として、県民意識の醸成、それから子どもの頃からの教育の充実、男女間暴力の根絶、ポジティブ・アクションの促進、最後に仕事と家庭、地域生活の両立に向けた取組、強化という5本を最重点事項として別に挙げております。

ですから、記述する方法として組み立てを合わさしていただければという形で提示しておりますので、人権指針のほうでも、記載の仕方については、また別の視点から必要であれば、そのあたりもまた御検討いただければとは思いますが、できれば、県の男女共同参画基本計画に合わせた形で記載できればということで御提示させていただきました。

(議 長)

ということですが、よろしいでしょうか。他にございませんでしょうか。はい。どうぞ。

(岸委員)

私も今の御意見に全く賛成です。

こちらには入っているけれども、こちらには入っていないというのは、少しひっかかるところがあるのですけれども、イの方に入っているんだよというふうに言葉で言っていただければ、私たちとしては、まあ納得はできますが、せめてですね、児童というような文言、児童生徒というような文言、あるいは学校というような文言も、イの方に入れていただければ、ここの中に、子どもも入っているのだとか、教育の中に学校も入っているのだなというのを、文字で少し示していただければ、より説得力があるのではないかと思います。以上です。

(議 長)

はい。今のような御意見、一つ御参考に御検討いただきたいと思います。他によろしいでしょうか。はい。どうぞ。

(吉富委員)

一つお尋ねします。2の基本方針です。

最後の文章ですが、各種施策を総合的、計画的に推進しますと書いてありますよね。計画的にというのは線が引いてあるのですが、これは継続的にというのも入っているのでしょうか。

いろんな活動をしながら思うのですが、やはり男女共同参画というのは、意識のところは、変えることが非常に難しいというか、やはり何回も何回も啓発というか、気付いていただきながら少しずつ変わっていくもので、やはり継続性というのが必要なんだなということ、学習の中で学ぶ事が多いのですね。

この計画的にというところに、継続的にというのが入っているのだったらいいのですが、ぜひ継続的にということを書いていただけると、やはりなんか長い目で見なければいけないというか、長い目で見て、少しずつ変わっていくよねという捉え方ができるのではないかなと、そういうふうに思ったのですが、如何でしょうか。

(議 長)

よろしく申し上げます。

(男女共同参画課主査)

計画を策定して、総合的、計画的に進めていくというのは、継続的に進めていくためにやっていくと思っておりますので、これは、継続的に未来に向けて順次やっていくんだと、単発的ではないんだということで御理解いただければと思います。

(議 長)

そういう意味でよろしいんですね。はい。ありがとうございます。

初めて出されたということで、いろいろ多数の意見がありましようけれど、他にどうしてもという方いらっしゃいますか。よろしければ次の分野に移りたいと思います。

では、次の子どもの方に移っていきたいと思います。これにつきましても、検討状況の御説明をお願いします。

(こども未来課主査)

昨年の10月に審議会があった時に、安光委員さんの方から、現状と課題のところ、家庭への引きこもりなどという表現につきまして、不登校などという表現に改めたらどうかというお話がございまして、いろいろ検討もさしていただいた上で、やはり子どもという捉え方からいたしますと、家庭への引きこもりということよりも、不登校ということが適切ではなかろうかということで、このたび、不登校などということで整理をさしていただいたということでございます。

それから、次のページでございますが、(3)のウのところでございますが、吉富委員さんから、スクールカウンセラーや子どもと親の相談員の配置と記載されているけれども、少し意味がわかりにくいという御指摘もございまして、教育委員会サイドとも協議したのですが、子どもと親の相談員という一つの名称として使われているということから、カギを入れまして「子どもと親の相談員」の設置などという形で再整理をさしていただいております。以上でございます。

(議 長)

はい。ということですが、これに対する御意見どうでしょうか。よろしくをお願いします。

はい。どうぞ。

(岸委員)

(2)ですが。児童虐待防止ネットワークの形成というふうにあるのですけれども、児童虐待の裏にはDVがあるというふうに言われております。

DV関係では、今、第二の被害者としての子どもへの対策、子どもへのいろんな治療とか、そういうのをどんどん考えていこうというような方向に進んでいるところです。その中で、虐待だけではなく、その中にDVも関係してくるのだというような認識を持っていただければなあ、というふうに思います。

(議 長)

はい。ありがとうございます。何かございますか。これに対して。

(こども未来課主査)

今、委員さんのほうからDVも含めてというお話がございまして、基本的には児童虐待というのは、やはりそういったことから発生する虐待という捉え方もしておりますので、そういった関係では、今、県内に5児相ございますけれども、そこでいろいろな問題があがってきている。それにつきまして、関係機関と協議、連携をしているという現状ではございます。以上です。

(議 長)

はい。その他いかがでしょうか。はい。どうぞ。

(中島委員)

10月の第2回の審議会の時も意見を言わせていただいたんですけども、(2)のところに関わるんですが、このイのところに出てくる、例の児童の保護と家庭支援の充実という、児童相談所において、児童の保護はなんとなくわかるんですけども、家庭支援の充実というのが、まだよくわからないんです。この前の説明を議事録も読まさせていただきましたけれども、何回読んでも少しよくわからない。児童相談所において家庭支援の充実とはどういうことを指すのか。

その部分と、前回お聞きした時に回答をいただいているのですけれども、虐待サポート相談員が6000名くらい県内にいると、これは相当の数だと思うんですね。この部分については、大体どういう方、どういう層といますか、各界にまたがっているのでしょうかけれども、どういう方の関係で6000名くらいあるのだろうかあと、これも少しお聞きしたい。

それと、ウのですね、要保護児童対策地域協議会の設置、これも2回目の審議会で回答をいただいたのですが、2回目の回答をお聞きすると、現在の22市町にみな設置しているようにお答えになっていますけれども、状況としては、この協議会の設置の県内の状況はどのようなのですか。それを教えていただきたい。

(議 長)

はい。では、よろしくお願いたします。

(こども未来課主査)

委員さんの方から、三点御質問があったと思います。

まず、家庭支援の関係でございまして、これについては中身的によくわからないというお話がございましたけれども、今、児童虐待の関係では、未然防止から早期発見、早期対応、アフターケアに至るステージごとに、総合的に児童虐待をなくしていくような施策を推進しております。

そういった中で、まず、家庭支援ということでございまして、これにつきましては、家庭の支援という形の中で、個々個別の事業になりますけれども、親支援プログラムの指導者の養成、これは、子育てに自信のない親に対する支援プログラムの指導者養成研修、こういった事業もやっておりますし、それから、家族療法という、虐待を受けた子どもが一時保護所なり、児童養護施設に、一旦、施設の方に入って、児童相談所は、いろいろその仲立ちをやって、その機能を活かしながら、また子どもを家庭に帰していくという流れの中で、虐待を受けた子どもの保護者を対象に家族療法と申しますか、こういったことも、今現在やっております。

それから、保護者へのカウンセリングの実施として、虐待を行った保護者に対しまして、精神科医

等によるカウンセリングをやっておるといような状況でございます。それについては、家族支援という範疇に入ろうかと考えております。

それから、虐待サポーターのお話がありましたけれども、これは6000人と言いましたが、今5000人弱ということで数字の訂正をさしていただきたいと思えます。これは、児童相談所管轄区域ごとに児童虐待防止地域サポートという、児童虐待防止の地域協力員の方ですけれども、こういった方々が活動しておられるということで、具体的には主任児童委員、それから母子保健推進員、教員、人権擁護委員さんなどが、この虐待防止地域サポーターとして登録していただきまして、虐待の未然防止、それから早期発見等にですね、御協力をいただいているということでございます。

それから、地域ネットワークの関係でございますけれども、今、委員さん御指摘のとおり、全て今、そういう協議会が立ち上がっているかと言いますと、全てというわけではございません。

今、私の手元にある資料、18年度見込みということで、13市5町に要保護児童対策地域協議会が設置されておりまして、各児童相談所と協議をしているということで、まだ残り4町が、協議会の設置に向けて協議をしている。こういう状況でございます。以上でございます。

(議長)

はい。ありがとうございます。よろしいでしょうか。

(中島委員)

よろしくないけれども、これ以上言ってもだめでしょう。

家庭支援の充実と言われるけれども、例えば、こういう部分が事件性を帯びてくると、児童相談所がなかなか入って来ないのですよ。そこまで入り切れない。そういう部分を経験していますのでね。やはりきちんとそこらも、児童相談所の役割として、どこまでいけるのかというのを、はっきりすべきだろうと私は思うのですよ。

それと、協議会の問題が13市5町、それはそれでいいんですけれども、問題は、年に何回ぐらい会合されているかということです。形だけ作って、設置をされて、全く一年間やらないということもありますから、そこらも含めて、私は中身だろうと思うのですね。これでいくと、協議会の設置を通じてきめ細かな相談支援活動を実施するということですから。年間に、この協議会を殆ど開いていないところだったら、きめ細かいとか云々とかいう問題ではないのですよ。現状把握ができないような状況もあるのです。そういう部分ではどういうふうにするのかという。

だから、私はね、言葉をきれいに並べてもしょうがないと思うのですよ。言い換えると、画に描いた餅に終わらせてはいけないと思うのですね。子どもの問題だけではなくてですね。そういうことで、しつこくお聞きしているのですよ。そういう意味では。

(議長)

はい。それは、指針そのものというよりも、この指針をいかに具体化するかということに対する御意見だろうと思えます。これは指針全体に関わることだろうと思えますので、この辺は、よく今後も指針に活かしたいというところでですね。関係の部署の方におかれましても、充分配慮していただければと思います。

この指針内容に対する御意見、他にございますでしょうか。ここは問題があるのではないかということがなければ、次の高齢者の方に移っていきたく思います。よろしいでしょうか。

高齢者の方へ移っていきたいと思います。高齢者につきましても、一部変更がありますので、御説明をよろしくお願いします。

(長寿社会課長)

三点ほど、前回の審議会で御意見をいただいておりますので、説明をさせていただきます。

まず、8ページ目でございます。8ページ目の基本方針の(1)のイです。中島委員の方から、この記述について、少しサービスという言葉がたくさん出てくるし、はっきり言って押しつけがましい記述になってはいないかということで再検討させていただきました。

基本的に、サービスという言葉も減らしたのですけれども、一つは理念といいますか、現実に事業者と高齢者の間は、今、契約という制度になっていますので、そういう具体的な記述をここでさせていただいた上で、利用者の視点ということがやはり大事ですので、利用者が適切にサービスを選択できるというのを明確に打ち出すという形で、この文章へ載せさせていただきます。

それから次に、次のページになりますけれども、(2)のウのところでございます。施設から在宅への移行ということで、どちらかという、施設から在宅への移行が一方向的に記述されているような印象になっているとの御意見、国兼委員からございました。

これについては、確かにそのとおりでございますので、一般的な質の高い在宅サービスを提供できるということで記述させていただきましたし、施設でのケアの必要性につきましても、これは少し戻りますけれども、基本方針の介護サービスの充実のところ、例えば、ウのところの介護サービスの質の向上へ向けて、サービス従業者への人権教育、あるいは自己評価活動、あるいはその下の身体拘束のないケアの実現あたりで、施設ケアの方の記述はさせていただくということで御理解いただきたいと思います。

それから、三点目ですけれども、10ページの上段になりますけれども、オのところ、このところは記述がない、記述を加える必要があるのではないかという委員の意見もございます。確かに必要だということで、ここは新たに加えていただきます。ここで、悪徳商法というふうに書いていますけれども、一般的には悪質商法という形になりますので、御訂正いただきたいと思います。ここは、相談体制の充実あるいは相談機関いろいろありますので、それらの充実、強化ということを記述させていただきます。高齢者部門については、以上でございます。

(議長)

はい。以上御説明がございましたが、この高齢者につきましても、御意見ございましたらよろしく願いいたします。はい。どうぞ。

(吉富委員)

(2)のウですね。書き換えになっているのですが、少し文章がわかりにくいと思ったのですよ。支援を必要とする高齢者がその希望やニーズに応じて、質の高い在宅サービスが提供できるように書いてあるんですが、これだと高齢者がサービスを提供するように思ってしまうのではないかなと思いました。だから、在宅サービスを受けられるようにとか、受ける方に変えないと、これは文章が違っているのではないのでしょうか。以上です。

(議長)

はい。これも御検討いただきたいと思いますけど。

(長寿社会課長)

はい。検討します。少しわかりにくいかと思います。

(吉富委員)

在宅サービスをという形でもいいかなと。

(長寿社会課長)

わかりました。はい。

(議 長)

他にいかがでしょうか。どうぞ。

(石川委員)

はい。私、高齢者ですので、率直に気づいたことを申し上げますが、これを見ると、高齢者は弱い者、介護しなければならない者というふうに位置付けられておりますよね。

現在、社会においては、そうではないと思うのですよね。高齢者がどう生きるか、どう健康で生きるか、このことが一番大事なことと思うのですよね。手厚い介護が不必要というわけではない。それも大事ですけども、今、私たちが進める段階ではどう生きるか、どう健康で生きるか、そして健康で生きた中でどう地域に還元するか。どう地域にボランティア活動ができるか。そういうことが、今一番、大事ではないんですか。

私が住んでいるところは、今、高齢化率40%なんですよ。だから、全ての地域活動は、全部高齢者なんですよ。そして、高齢者が老人クラブというような中へ入って活動しているのですけれども、それが全部世帯主なんですよ。地域活動も高齢者がする。そして色々な生涯学習、その他地域のボランティア活動も高齢者。そういう中でね、私たちは、地域でどう健康に生きるかということを一生涯懸命勉強している。そして、私たちが、この現状をどう維持していくかということが、非常に大事だと思うのですよね。

そういう中では、交通事故の防止。これ高齢者の交通事故が非常に多い。そういうことをですね、具体的に掲げて活動をすることによって、高齢者が健康で長寿が全うできる、そういう社会づくりをしないと。いや、年寄りには弱い者だ、大事にしなければということが、私は地域の過疎化を促進していく大きな原因であると思うし、先ほど、子どもの中でいじめということも出ましたけれども、今、いじめというのはですね。ただ、文章の中で名前が出るだけでなしに、一項目として大きく取り上げる、大事なことであろうと思うのです。生命にかかる問題。これは、子どもの方の問題です。いいませんが、もう少し高齢者について温かい見方というか、お前ら頑張れよというような指導がいただきたいと思うのです。

(議 長)

ありがとうございました。はい。どうぞ。

(長寿社会課長)

石川委員から大変ありがたいお言葉をいただいたと思っております。

確かに、そのとおりでございますけれども、今、説明した部分が介護サービスのところでございましたので、言葉足らずのところもあったかと思っておりますけれども、一つはですね、介護予防と言いますか、9ページの中間の2のところ、介護予防ということで、高齢者の自立、高齢者の自立を重視するという形の中で、要介護状態になる前からの介護予防サービスの提供ということをつけ加えてございます。

それから、もう一つはもっと大きな話でございます。10ページの(3)です。このところに生涯現役社会づくりの推進というプランがございます。まさにこれがですね、今、言われたとおりだろうと思います。

記述としては、確かに短いかもしれませんが、これも一つの大きな課題(3)ということで、県の進める三つの課題の一つにしております。障害者が、高齢者が生きがいのある自立した生活を送っていく、そのために、壮年期からの健康づくり、あるいは地域づくりへの取組というのを積極的にこれからやっていただく、こういう仕組みづくりも、県も応援していきたいということでございますので、その辺で、是非御理解をいただきたいと思っております。

(議 長)

はい。その他。はい。どうぞ。

(中島委員)

前回(1)に関わって、サービスの問題を発言しましたので、再度。

言い方が多いんですよ、サービスは。

今、石川委員が言われた部分を含めてね。基本方針、上の大きな2の基本方針では非常にいい書き方しているのですけれども、例えば、生き生きと暮らせる社会づくりとかね、高齢者のところでやっているのですけれども。この基本方針の(1)からずっと(2)までが、もう介護の問題なんですよ。それで(3)と(4)でちょろちょろと出てくるわけでしょう。これは高齢者の介護対策みたいな書き方をしているからね。そういうニュアンスで受け止められるという、先ほどの、一人ひとりの意識の中と一緒の類なんですよ。

高齢者の記述があるけれど、これはみな、介護ばかりではないかみたいなことになってしまうのですね。だからそういう意味ではね。やはりこれ、改めて、見させてもらおうと、サービスが多い。

例えばですね。具体的に1箇所言いますと、2の(1)のイのところですよ。

これは(1)で介護サービスという頭出ししているわけですね。柱をつけている。にもかかわらず、このイのところの2行目の、利用者が適切にサービスを選択できるよう、このサービスを除けても何ら意味は変わらないのですよ。利用者が適切に選択できるようで、十分わかるのではないですか。サービスがね、高齢者の問題、何か介護サービス一色みたいになってしまうと、あんまりよくない。だから、先ほどのような意見も出てくるのですよ。やはり、この介護の関係もかなり詳しく示されていますけれども、思い切って、例えば(3)あたりを1番にするとかね、そういう工夫もやはり要るのではないかなというように思います。

(議 長)

はい。何か御意見ありましたら、これに対してありますか。

(長寿社会課長)

また少し検討させてもらいますけど、サービスは5つくらいが3つになってますので、2つは削ったんですけれども、まだ3つ残ってございます。少し他のところも含めて、その辺の記述があれば、できるところはやっていきたいと思います。

それから、やはりそうは言いますが、介護の問題というのは、人権との関わりで見ると、介護もきちんとできないと、高齢者の人権というのは損なわれるということで、やはり、ここの方が重要な問題だということで、ここは理解いただきたいと思っております。

生涯現役づくりですが、決して、これからやっていく必要がないということではございません。ここは、やはり三つの柱として、これからも進めていきたいということでございます。

介護は、法令との関係もございますので、全体の形については、また事務局の方と検討させていただくということで、御理解いただけたらと思います。

(議 長)

はい。その他、今も御意見がありましたけれども、この(3)の方をふくらませるといふか、(2)の中でも、例えば、エなんかは(3)の方へ持って行くこともできないこともないと思うし、その辺のバランスを少しですね、あまりにも介護の方に偏っているような感じが、今、委員さんが申されたように受けられますので、その辺もう一遍、検討していただければと思います。

その他、何かございませんか。よろしいでしょうか、高齢者のところ。

なければ、次の障害者の方に移らせていただきたいと思っております。では、障害者の方、よろしく御説明をお願いします。

(障害者支援課主査)

それでは、11ページからの障害者について、見直し原案を御説明いたします。まず、11ページの中段の少し下の部分でございますけれども、進めることとしております、という記述がございますが、この部分は、現状と課題を記述する部分でございますので、進めることとしております、という部分を、進めています、に訂正させていただきたいと思っております。

それから、そのすぐ下の行の、しかしながら、というところでございますけれども、前回の意見といたしまして、しかしながら以下の文章が長すぎるので、2つに分けた方がいいのではないかという意見をいただきまして、確かに文章が長くて、意味がわかりにくいというところがございましたので、文章を2つに分けるとともに、少し短めに整理をさせていただきました。

見直し原案を読みますと、しかしながら、障害者の日常生活や社会参加、働く場の確保など、障害者を取り巻く社会環境には未だ様々な障壁(バリア)があります。ここで改行いたしまして、また、障害者に対する誤った認識や偏見から生じる差別も依然として残っているだけでなく、障害者に対する差別等から起こる虐待などの問題も深刻になり、地域の中で安心して暮らす権利を守ることがさらに重要になっています。そして、障害者は、からをもう少し短めに整理させていただきまして、障害者は特別の存在ではなく、障害のない人と同じ自立した主体的存在です。地域で共同して支え合い、社会全体で障害者の自立を支援し社会参加と生きがいを一層進めていく必要があります、と整理をいたしました。

それから、12ページの2の基本方針の(1)のエでございますが、前回の意見といたしまして、基本目標に、障害者が地域で生き生きと安心して生活できる社会の実現を掲げているのであれば、社会復帰より社会参加の方が適当ではないだろうかという御意見をいただきまして、確かに、自立と社会参加は一つの理念でございますので、社会復帰という記述を社会参加に改めまして、社会復帰の促進を図りますというところを、社会参加の促進を図りますということに見直しをさせていただきました。

次に、13ページの(2)の自立への支援と社会参加の促進のアでございますけど、前回の意見といたしまして、労働関係機関だけではなく、事業所との連携も重要であり、記述の方がよいのではという意見をいただきまして、確かに事業所との連携も重要でありますので、事業所との連携というのを加えさせていただきます、福祉関係と労働機関や事業所との緊密な連携のもとに、障害者の雇用の促進に努めるとともにというふうに見直しをいたしました。

続きまして、同じく(2)のエでございますけど、意見といたしまして、単に障害者に対する正しい理解を身につけるだけでなく、地域社会において、共に生きる知恵を身につけた理解が必要であるという御意見がございましたので、エについての見直し原案といたしまして、地域社会における障害者に対する正しい理解や認識の普及などを推進し、誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合う共生社会の実現を目指しますというふうに見直しをいたしました。障害者についての見直し原案については以上でございます。

(議長)

はい。ありがとうございました。この障害者の分野について、御意見ございましたら、よろしくお願ひいたします。ございませんでしょうか。

(中島委員)

はい。少しお聞きしますけれども。

2の(1)のエの関係は、社会参加でいいんですけどね。障害者の人権に配慮した、適切な医療を確保というのは、具体的にどんなことでしょうか。

それと、(2)のエと(3)のウ、いわゆる両方とも正しい理解と認識を深めるという、同じような文言ですが、これは一つにならないですか。2の(2)のエと(3)のウの兼ね合い。

同じ意味合いと思いますけれども。これは、(5)でも出てきますけれども、正しい理解と認識を深めるという意味合いの文章が、結構、何箇所かあるんですね。そこらをもう少し整理をされてはどうかというふうに思っていますけれども。

(議長)

よろしいですか。では、今の御意見に対して。

(障害者支援課主査)

基本方針(2)のエと(3)のウにつきまして、一つにまとめられないだろうかという御意見でございますけど、確かに内容は同じような記述になっておりますので、持ち帰りまして、また検討して整理したいと思います。

(人権対策室次長)

中島委員からありました(1)のエの適切な医療の確保というところの問題につきましては、精神障害の関係の医療ということでございますので、担当する課の方に伝えるとともに、検討をさせたいと思います。以上でございます。

(議長)

はい。その他いかがでしょうか。よろしいですか。なければ、次の分野に移りたいと思います。同和問題、これにつきましても、事務局の方御説明よろしくをお願いします。

(人権対策室次長)

それでは、私の方から同和問題につきまして、御説明をさせていただきます。

資料の16ページでございます。この同和問題につきましては、基本的な内容については、素案で御説明をいたしました内容と変わってはおりません。16ページの現状と課題の3段落目、またから以降を一つの段落ということにいたしております。

それから、4段落目につきましては、また、またと、こう続きますので、またを、こうした状況を踏まえということで文章の整理をさせていただいております。以上でございます。

(議長)

はい。この項目、今のこの質問その他、この分野に対して御意見がございましたらよろしくをお願いします。

(松岡委員)

この中でですね、実態的差別の解消が大きく前進しましたと言いますが、この実態的差別、実態調査というのはされたんでしょうか。

それとですね、この中を見ますと、未指定地区ですね、今まで指定したところは別としましても、私は岩国なんですが、合併して、昔の郡部も含めても全部未指定地区なので、こういうふうな生活環境とか、いろいろ書いてありますが、こんなことを受けたところはありません。今でも町の中では、どぶ板の上を歩いて家に行くというような実態で、3年に1回くらい国税なんかも見にくるといような状態でございます。

大きく前進というと、全部のことになるわけで、これで文面を作ると。そういうことから言いますと、このままでは、私はいけないと思うのです。その辺について実態調査されたのかどうか、その辺からお聞きしたいと思います。

(人権対策室次長)

現状の記述の中での実態調査云々の話でございます。

ここの記述は、前回素案の時にも御説明をさせていただきましたけれども、これは、山口県の同和行政、それから同和教育のまとめというのを平成17年9月に、最後の部対審となりました審議会において、各委員さん、審議をいただいた中で、こういう表現をさせていただいております。

具体的に、実態的差別云々の話で、調査は基本的には特別対策を終えるに当たっての調査をやりまして、その結論をもって成果は着実に上がったということで特別対策を終えております。

そういう記述を、過去の経緯として、ここに記載をさせていただいているということで、改めて今

回、実態調査をやったかというのと、私ども、実態調査をやっておりません。以上でございます。

(松岡委員)

はい。私はこの問題ですね。実態調査もしないで、大きく前進したというような文言を使ったらですね、もうこれは、全部終わったというように解釈されやすいと思うのです。

だからこれは、いろいろ、ああ言ったらこうなるというのだったら、時間が1時間でも2時間でもかかりますので、言いませんけれども。

もう一回ですね、私どもの文面を出しますので、その辺をお互いに話し合いをしたいと思うのですが、如何ですかね。ずっとやればいいというのなら、2時間でも3時間でもやりますが。

(人権対策室次長)

今、松岡委員の方から文書で意見を出されるということですので、それを見て、また対応させていただきたいと思います。

(議長)

はい。では、その他ございましたらお願いいたします。はい。

(石川委員)

あの、この同和問題になると、委員の皆さんの意見が出ないのですよね。これ、なぜ出ないかというのと、やはり皆さん、同和問題と考えられる。考えられるということは、既にそういう意識を皆さん持っておられる。

誠に私は残念に思うし、今まで部対審の中でいろいろ審議し、この文章の中にも、部対審の答申を受けてというように立派な言葉で書いてありますけれども、決して部対審はそのような審議をしておりません。3団体の代表が2時間の間、意見を言い放し、そういう結果に終わっているのですよね。だから、私は今日のこの会議でも、3団体の代表が物を言っても、他の方はおそらく言われたいのではないかと思う気持ちが非常に強いわけです。

それから、今まで女性、子ども、高齢者、障害者という中で、いろいろ協議検討されてきましたけれども、これらはですね、全て法で支えられておるのですよね。そういう中で、行政も法が変わると、いや、これは、このようにしなければならぬというふうに、ことを変えてきていると思いますし、それから見ると同和問題はですね、問題解決の半ばで法が切れましたよね。この法が切れたことによって、同和問題がもう終わったんだというような見方をされる人が多い。非常に残念に思います。

法が切れたときに、国の責務、これは変わらない。だから、今まで積み重ねてきたものを壊さないように、今後は一般の人権の中でやっていきなさい。平成14年の3月に法が終結して、一般対策の中で、人権の中で、同和問題も今日まで教育啓発がされたとなっておりますけれども、実際問題として、同和問題は埋没した、全く話に上がってこない。それぞれの地域で人権教育啓発、そういう中で推進体制も盛んにやっておられますけれども、障害者の問題、女性の問題、そのことで終わってしまうのです。

同和問題、身分制度の問題はそのような問題ではないでしょう。今まで審議したいろいろな問題は、目で見てみなわかる問題なんです。けれども、同和問題は、国をはじめ私たちみんなが、差別する側もされる側も、その当時は、差別をしなければ罰せられるような時代であったのですよね。それか

ら死んだ後まで、法名戒名というのまで差別をされる。そういう深刻な問題が現在残っているのに、なぜ表面から埋没していくのか。この辺をですね、県行政のみなさんも真剣に考えていただきたい。

先ほど、松岡委員からいろいろ意見出ましたけれども、今ここで、こうというふうな解決策は見い出せないかも知れないけれども、将来にわたって問題解決のために、同和教育が埋没しないためにどうしたらいいのかも、行政のサイドで真剣に検討し考えて、具体策を私は講じていただきたい。特にお願いしておきます。

(議長)

はい。今の意見よろしいですね。

(松岡委員)

岩国の松岡ですが、岩国はですね。先ほど、これで見ると私非常に憤慨なのは、部落もそのまま、昔のままです。全然変わっておりません。それで、郡部におきましては、道路もない。それから、昔で言ううさぎ道のようなのがたくさんある。そういう現状です。

そういうことで、先の、外国人の問題で、私言おうと思ったのですが、岩国は、御存知のとおり米軍基地があるところがございます。これは部落とは関係ない。

これは同和問題と石川委員さん言われましたが、部落という言葉もですね、きちんと私は明記していただきたいと思うのです。部落は必ずあるのですから。同和問題というと、少し勉強してない方はわからない人がだいぶあると思うのです。

そういうことで、外国人の話に戻りますが、米軍の人との子どもさんがたくさんできているわけです。そうするとですね、御存知のとおり、公務員とか、それから大手の会社等がありますが、この中にですね、二世の人が入っておられるかどうかという問題もあります。私の調べたところでは、ほとんどおりません。日本人でないということでみんな差別されている。残念なことです、これも。これは、私たちのような部落の人間とは違いますけれども、全然公務員にもなれない。これが現状です。以上です。

(議長)

はい。何か御意見ございますか。はい。よろしいですか。

(人権対策室次長)

今の外国人の問題。

(松岡委員)

いや、それは差別の問題なんです。

(人権対策室次長)

差別の問題として。

(議長)

どうぞ。はい。

(安光委員)

前回、文章のことで御意見をさせていただきましたが、その時にですね、現状と課題のお終いの方ですね。県民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会の実現を目指してというのは、大体、この基本方針の一番頭にある文言をここに入れておられるのですが、ここには、全体の人権問題に対してこういうふうな取扱いが、考え方が反映していると思いますので、ここにあって文章を長くなるにもかかわらず入れられて、前回これを検討していただけたらというような意見を出したつもりでございましたが、今回、このまま入っておりますので、これはやはり必要だと判断されているのでしょうか。それで、少しお伺いしたいと思います。

(議長)

よろしく申し上げます。

(人権対策室次長)

前回の御意見をいただいたときにも、回答させていただいておりますけれど、私ども、一応必要ということで記述をさせていただいております。これは、先ほどからもずっと説明をいたしておりますけれど、基本的には、この同和問題の取扱いは、山口県の同和行政それから同和教育のまとめという形の中で作り上げたものでございまして、その中でですね、納めていくということで、この記述が必要ということで御理解をいただきたいということで、前回素案の時もそのようにお答えをしたと、私は思います。以上でございます。

(議長)

よろしいですか。その他ございませんでしょうか。

(石川委員)

括弧書きの中で、その結果ということで、あそこは区切った方がいいのではないかなというようなお話がありましたが、言われるように実態的差別の解消は大きく前進し、また教育・啓発と続いておりますよね。これには大きな意味があると思うのです。実態的差別の解消は大きく、30数年環境整備等を行ったから、実態的なものは変わっていったということは事実だが、さて、それでいいのかなという、そこにあの？マークが私はあると思うのですよね。文章が読みづらいからとか言うことでなく、それは意味深長な、私は、あそこは意味があって、あれを前進して区切って、また教育・啓発活動の推進によるというふうにしたと思うのですよね。それを、解消は大きく前進しましたと言うと、何か済んだような感じを受けると思うのですよね。あれは実態的差別が済んだんでなく、実態的差別の解消には向かったけれどもという意味で、あそこへ？マークがあると私は思うのですけれども、文章が読みづらいからと言って、しました、であそこを区切るの私はよくないと思います。今までどおりの形でいってほしいと思います。

(議長)

これについてはまた、御検討を一つよろしくお願ひいたします。はい。以上、よろしいでしょうか。次の外国人の方へ移らせていただきます。御説明をお願いします。

(国際課主幹)

外国人の分野につきましては、一点ほど修正させていただいております。19ページの2の(2)のところでございます。安心して滞在できるまちづくりというところの、滞在という用語が、滞在という表現では一時的な受け止めではない、基本方針に掲げている多文化共生の地域づくりを踏まえるなら、生活という表現が適切ではないかという意見を前回いただきまして、検討をさせていただきまして、確かに基本方針の方に同じ地域住民として、外国籍住民と共生していく多文化共生の地域づくりを前提としておりますので、滞在という用語ではある期間、一定期間の受け止め方が強いということで、委員さんの御意見のとおり、安心して生活というように生活の方に変えさせていただきました。以上でございます。

(議長)

はい。この外国人につきまして御意見ございましたら、よろしく願います。よろしいですか。  
はい。

(松岡委員)

すいません。先ほどの話に戻りますが、少しお聞きするんですが、県庁の中にですね、二世の方で就職された方がおられますかね。わからなければいいんですが。

(国際課主幹)

県庁の就職についてはですね、承知しておりません。

(松岡委員)

たぶんですね、おられないと思うのです。面接でみな除けるんですよ。会社もそうです。岩国でも一人もおられません。公務員で。

(国際課主幹)

今の意見ですが、二世の方ということで、外国籍をお持ちの方ということ。

(松岡委員)

いや、日本籍のある。

(国際課主幹)

日本の国籍をお持ちの方。

(松岡委員)

はあ。ほとんどいないと思います。

(国際課主幹)

その辺は担当部署でないと。

(松岡委員)

部落差別と同じですよ。

(議長)

はい。ここは外国人ということになっておりますが、国籍を持たない人ということですね。その他、御意見ございませんでしょうか。どうぞ。

(中島委員)

2の(1)のところなんですが、異文化交流の問題、異文化といった問題の関係でですね、文化的な関係や国際交流等の関係で、文化の交流的なものをしますけれども、この項であまり偏見や差別という、どうも取ってつけたように、つけるべきではない。

なぜ、すぐ、すんなりお互いの文化や価値観を認め合う云々で閉じないのかよくわからないんですよ。人権問題だから偏見と差別という問題を、文言を入れればよいということではないと思うのですね。

これは、後から出てきます感染症の問題でも、これだけ並べなくてもよいのですよ。先に見といて申し訳ないのだけれども、先に言ったような感じになりますけれども、同じような趣旨ですから、感染症の問題にしてもですね。この短い間に5箇所ぐらい出てくるのですよ。特に、この異文化の問題で、そういうものを、またつける必要もないのではないかと。全体で十分理解できるのではないですか。

(議長)

はい。今の御意見、どうですか。

(国際課主幹)

はい。持ち帰りまして、検討させていただきます。

(議長)

はい。御検討していただくということです。その他、よろしいでしょうか。はい。次の感染症等の方へ移りたいと思います。今、その一部の表現の意見もございましたけれども、先に説明をお願いします。

(健康増進課主査)

感染症患者、感染病についてでございます。前回御指摘あったのが一点ございまして、20ページの2(1)のところでございますけれども、HIV感染者、患者に対する偏見差別の解消に努めるための正しい知識の普及啓発推進等、その次に、感染者や患者と申しましたけど、前回の御意見で、家族を入れたらどうかというふうな御提案をいただきました。当然、家族の人にも、そういう偏見や差別が起こることが十分考えられますので、その意見を入れさせていただくことにいたしました。今後とも、十分配慮しながらしていきたいというふうに考えております。

それから、先ほど御意見いただきました、偏見や差別についての解消ということにつきましても、言葉と申しますか、多いということでございますので、これは、ここで、私がコメントしかねますので、課に持ち帰りまして検討させていただくということで御理解いただければと思います。以上でご

ざいます。

(議長)

はい。ありがとうございました。今、そういった意見もございましたけれども、その他。

はい。どうぞ。

(中島委員)

それと、差別や偏見ということと、差別・偏見、偏見・差別、上の使い方と基本方針の2のところの使い方違うんですよ。だから、偏見イコール差別的な部分で取り上げるべきではないですよ。そういう形で捉えるべきではない。

偏見は、偏見の問題がありますから。それが即、差別という形になってしまうとね。冒頭で話をしましたように、認識において、理解の関係で偏見を持つ場合があるんですよ。それを即、差別かと言ったら、そういうことに繋がらない部分がほとんどなんですね。

だから、この使い分け、捉え方はきちんとしていただきたい。これでいくと、偏見がそのまま差別という形になってしまうとイコールで捉えられる、それは違うのではないかと。そういうことでございます。

(議長)

「や」が入ってる場合と点の場合との表現の違い。これを検討してほしいということですが。その他、よろしいでしょうか。

はい。時間も押しておりますので、その次のハンセン病の分野の方へ移らせていただきたいと思いますが。これは、何かありますか。よろしいですか。

では、続きまして、罪や非行を犯した人、23ページの方へ移っていきたいと思います。では御説明をよろしく申し上げます。

(人権対策室次長)

23ページでございますけれど、ここの右側に書いてございますように、非行という面で捉えた場合に、関係機関として、学校の記述も必要ではないかという御意見をいただきました。そういう御意見に対しまして、基本方針の、家庭や学校、職場、地域社会という形での記述に改めさせていただいております。以上でございます。

(議長)

はい。この分野について御意見、いかがでしょうか。よろしいですか。では、その他の人権問題の方へ移っていきたいと思いますが、よろしく願いいたします。

(医務保険課主査)

24ページ、インフォームド・コンセントの推進についてでございますが、先般、インフォームド・コンセントは、患者の権利であるという視点での記述はできないか、という御意見をいただきました。

インフォームド・コンセントでございますが、例えば、患者の方が、未成年の方あるいは認知症の

方あるいは精神病患者の方など、自己決定が困難な方である場合もありますし、また、救急患者など、インフォームド・コンセントが行えないような場合もございます。また、がん告知でございますとか、重篤な病気であるような場合には、インフォームド・コンセントを踏まえた形で十分な配慮が必要ということで、なかなか実施が困難なケースも考えられます。また、これは医療でございますから、専門的なことでございますので、説明内容が当然難解に及ぶとか、あるいは専門的な医学的事項であるとかというような場合もありまして、的確に患者さんの同意、理解を得るのが困難なケースもあります。

こうしたことから、インフォームド・コンセントが必ずしも患者の当然の権利とまでは言えませんが、医療法におきましては、医師等が適切な説明を行い、医療を受ける者の理解を得るように努めるという努力義務が規定されているということに留まっております。このため、インフォームド・コンセントが患者の権利とまでは記載できなかったんですが、インフォームド・コンセントにより、患者自身による治療の主体的な選択に資する内容になってございますが、患者が安心して治療を受けられるようになるところを、患者自身が主体的に治療を選択し安心して治療が受けられることに変更いたしました。以上でございます。

(議長)

はい。いろいろ続きますけれど、とりあえず24ページだけをまず見ていただいて、何か御意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。今の説明受け、はい。どうぞ。

(中島委員)

前回ですね、インフォームド・コンセントの関係は、私の方も質問的なことも含めてさせていただきました。前回の回答を別紙でいただきました。これは皆さん方の方にもお配りになったと思うのですけれども。

実態について、県としては、浸透度の関係については把握をしてない。県民から相談、苦情を寄せられた場合には、云々で指導して、努めるよう指導している。だから、やはり、医療機関にきちんと県として、これ配布をしたというのがありますけれども、そういう部分で、徹底をやはり図って欲しい。

もう一つは、県民にインフォームド・コンセントの関係を普及していく必要がある。知らない人、たくさんおりますからね。私は何人かに、お聞きしたんですけれども、ほとんど知らないですね。だから、県民への普及の必要性もやはり記述をしていただくといいのではないかな、というように思っています。

(議長)

はい。今の点に、特に御意見ありませんか。検討していただくということでよろしいですか。はい。では、24ページ、他はよろしいですね。

25ページまいりましょうか。御説明がございましたら、どうぞお願いします。インターネットによる人権侵害。

(人権教育課調整監)

前回の審議会におきまして、インターネットに関しまして、子どもへの教育も必要であり、その点に関しての記述も必要ではないかという御意見をいただきました。県教委といたしましては、有害情

報の問題等もございますことから、コンピューターやインターネットの特性についての理解なども大切なことであるというふうには受け止めて、現在、情報モラル教育の推進に取り組んでいるところでもございますが、前回の御意見を踏まえまして、お示しをしておりますように、25ページのところにアンダーラインがついております部分を、その4行を追加記載したいと考えております。

一方、子どもたちが有害情報に接触したり犯罪に巻き込まれたりする危険性が増大している現状を受けて、関係機関と連携してネット社会に対応できる健全な青少年の育成に努めます、というところを追加記載させていただきたいと考えております。よろしく申し上げます。

(議長)

はい。このページに関して御意見ございますか。よろしいですか。はい。

では、最後の26ページにまいります。これはさらに説明が必要ですか。先ほど一応説明されましたけれど、必要があればお願いいたします。

(厚政課主査)

拉致問題に関する部分でございます。これまで拉致問題につきましては、都道府県の役割として、主には被害者が帰国された際の自立支援と、こういう役割が主でございました。そうした中で、昨年の6月23日でございますが、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律が施行されました。その中で地方公共団体の新たな役割として、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する世論啓発というものが加わりました。

そうしたことからですね、今回、この分野別施策の推進につきまして、新たに盛り込んでいってということで案を作っております。初めてでございますので、少し読まさせていただきます。

北朝鮮当局による日本人の拉致問題は、基本的人権に関わる極めて重大な問題であり、その早期解決のためには、国民的課題として国と地方公共団体が足並みを揃え、一体となって世論の啓発等に取り組んでいくことが重要です。県においては、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題の対処に関する法律に基づき、市町や関係機関とも密接に連携し、在日北朝鮮の人々に対するいやがらせなどの二次的被害が生じないように配慮もしながら啓発活動を実施するなど、県民の理解の促進と世論の喚起に取り組んでいきます、という案にしております。よろしく申し上げます。

(議長)

はい。今の項目も含めて、このページについて御意見ございませんでしょうか。はい。どうぞ。

(吉富委員)

犯罪被害者の保護の6行目ですけれどもね。被害に遭ったことによる精神的ショック、周囲のうわさ話となってるんですが、少し、うわさ話というのは指針にふさわしくないとか、風評がイコールなので風評に変えた方がいいんじゃないかなというふうに思いました。あまりにも少し具体的すぎるのではないかと思います。いかがでしょうか。

(議長)

はい。御検討をお願いいたします。その他、何かございませんでしょうか。

はい。

(人権対策室次長)

それでは、最後になりましたけれど、その他のその他ということで、御説明をさせていただきます。

その他の、一番最後のところに、この他、ストーカー、環境汚染による被害、自己決定権等新たな課題云々という記述がございます。前回の審議会において、環境汚染なり、現段階で環境に関わって記述できるものはないのかという御意見がございました。記述できるものがあれば記述をしていただきたいということで、意見をいただいたところでございます。

私ども環境生活部として、関係課とも検討した結果、環境汚染による被害ということで捉えた場合、本県においては環境汚染等による被害で、大きな社会問題となっているような事案は現在ございません。今回の分野別施策の推進に係る見直しにつきましては、現行のままということで事務局案を示させていただきます。以上でございます。

(議 長)

はい。

(中島委員)

確かに環境汚染による被害は、現実的に今の段階にあるかどうかという、それは今言われたようにならないでしょうけれども、山口県の場合に、例えば水銀汚染も含めてですね、いろいろと経過があります。

近い話では、例えば水質の問題等も含めて、温度の調整も含めてですね、中国電力のところで現在何箇所かで、そういう状況があるという。また、これは汚染までいっていませんけれども、産業廃棄物等の関係で、最近、県の方で指名を外すという状況も現在では起きている。

そういう部分も引くくめて、例のデザイン21の関係ですが、5次の実行計画の中ではですね、環境問題については、16ページぐらいのページ数を取ってですね、いわゆる環境保全の問題も含めて、自然との共生型地域づくりの問題も含めて、16ページにわたって計画としてはあるわけですね。そういう意味では防止策だけではないでしょうけれども、そういうことを含めて、再度記述ができるものはないかどうか、再度検討していただきたい。そういうふうに思っています。

(議 長)

はい。わかりました。その他、ございませんでしょうか。一応これで全て終わるわけですが、言い残していたということがございませんでしょうか。時間も迫ってまいりました。

一応以上で議題1の項目を終えたいと思います。引き続きまして、議題2の方に入らせていただきたいと思いますが、何かございましたらよろしくお願いします。

(人権対策室次長)

それでは、特にその他ということで議題はございませんが、今後の予定につきまして若干説明をさせていただきます。

次回の審議会は、私の方の予定で一応4月ということで予定をさせていただきます。その間に、本日たくさんの意見をいただきましたが、御意見を踏まえまして修正を行った上で、2月の末ぐらいまでには、また、県議会の意見も聞きながらですね、県民の意見も聞くという形でのパブリック

コメントも実施をいたしまして進めていきたいと、かように考えております。

これらを踏まえまして、次回の審議会には、見直し案という格好で委員の皆様にお示しをすることといたしておりますので、よろしくお願いをいたします。

次回は4月ということで、新年度になりますので、また日程調整がバタバタしてまいります。今、担当の方から日程表を予め配らせていただいております。4月の23日の週の月曜日から1週間で調整をしたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。今日、日程調整でわかる委員の皆さんいらっしゃいましたら、事務局の方にお示しをいただきたいと思ひますし、また時期が迫りましたら、私方からも確認もさせていただきたいと思ひますので、よろしくお願いをいたします。

それをもって最終的に早く調整をしまして、皆さんに開催日を御通知したいと考えておりますのでよろしくお願いをいたします。私の方からは以上でございます。

(議長)

それはいつまでというのがありませんけど、いつ頃までに回答しますか。

(人権対策室次長)

できましたら2月一杯ぐらいにですね、私どもも詰めていきたいと思ひますので、よろしくお願いをいたします。

(議長)

はい。ただ今事務局の方から日程を含めて、今後の予定についての御説明をいただきました。この次回の日程につきましては、2月一杯に各委員さんから御返事をいただければということですので、よろしくお願いいたします。

大変貴重な御意見をたくさんいただきましてありがとうございました。進行が悪くてぎりぎりになってしまって、大変申し訳ございません。今日は本当にありがとうございました。

(事務局)

以上をもちまして第3回目の会議を終了いたします。どうもありがとうございました。